

「「新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置」に関する今後の運用方針について」に基づく車両の配分について」3.(1)に基づく減車車両の車両数の公表

「「新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置」に関する今後の運用方針について」に基づく車両の配分について3.(1)に基づいて、令和6年4月1日時点における減車車両の車両数を準特定地域ごとに、別紙のとおり公表します。

なお、減車車両の有効活用を希望する事業者は、下記を確認の上、7月24日までに当局に対し、減車車両の有効活用を希望する旨及び配分希望車両数を申し出てください。

## 記

### 1. 配分希望の申出条件

- (1) 申出時点の運転者数を、配分を希望する車両数に事業計画上の車両数を加算した合計値で除して1以上となる場合に、事業者は配分希望の申出を行うことができます。
- (2) 運転者数には、申出時点の運転者数に加え、確保予定の運転者（申出時点において、今後勤務することが採用通知書、メール等により確認できる者）を含めることができます。

### 2. 申出内容及び添付書類

- (1) 減車車両の有効活用を希望する旨を記載した申出書
- (2) 配分希望車両数
- (3) 申出時点の運転者数を挙証する書類（運転者台帳等）
- (4) 運転者数に確保予定運転者を含める場合は、今後勤務することが確認できる採用通知書、メール等

### 3. 配分希望後の流れ

- (1) 申出のあった事業者に対しては、7月26日までに配分車両数の通知を行います。
- (2) 通知を受けた事業者は、7月31日までに事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出書を提出し、事業用自動車として登録後速やかにタクシー事業において稼働させてください。

#### 4. その他

7月24日正午までに配分希望の申出がなかった場合、もしくは、配分希望車両数の合計が減車車両の車両数に満たなかった場合は、7月31日をもって当該準特定地域内において当該未配分車両数分の車両が減車されたものとみなします。

各県	営業区域	再配分可能車両数
広島県	広島交通圏	30両
	呉市A	0両
	東広島市	1両
	尾道市	0両
	福山交通圏	22両
鳥取県	鳥取交通圏	1両
	米子交通圏	0両
島根県	松江市	3両
	出雲市	7両
岡山県	岡山市	206両
	倉敷交通圏	0両
	津山市	0両
山口県	下関市	0両
	宇部市	9両
	山口市	2両
	周南市	2両
	防府市	1両
	岩国交通圏	0両